

尼崎市シティプロモーションマスコット「あまっこ」図版使用ガイドライン

本ガイドラインは、尼崎市シティプロモーションマスコット「あまっこ」の図版を使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

1 使用申込

図版を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用申込書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、申込は不要とし、目的及び使用方法を市長に通知することとする。また、個人的かつ非営利目的で使用するときはこの限りではない。

- (1) 尼崎市及びその外郭団体が使用するとき
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき
- (3) 市内の住民組織が地域活性化の目的で使用するとき
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき

2 使用の承諾

市長は、使用申込があった場合、その内容が次に該当する場合を除き、使用を承諾するものとする。

- (1) 尼崎市の魅力を発信し、尼崎を好きな人を増やすというシティプロモーションの趣旨に反するとき。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が利用、または利用する恐れのあるとき。
- (5) その他、市長が使用について不相当と認めたとき。

3 使用料

使用料は無償とする。

4 使用上の遵守事項

使用者は、以下の事項を遵守しなければならない。使用者が以下の事項を遵守しない場合には、その使用の承諾を取り消すことができる。使用者は、承諾が取り消されたときは、速やかに図版の使用を中止しなければならない。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- (1) 使用申込書の記載どおりに使用すること。
- (2) 自己の商標、意匠等として独占的に利用しないこと。

- (3) 第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (4) 提供された図版を使用すること。色、形の変更をしないこと。
- (5) 図版を使用した物品等には「尼崎市シティプロモーションマスコット あまっこ」との表記を付すこと。
- (6) 図版を使用した物品等の商品名に「あまっこ」を表記しないこと。
- (7) 図版を使用した物品等の完成品を速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難である場合は、その写真をもって代える。
- (8) 使用期間は承諾の日から2年以内とする。
- (9) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

5 その他

図版の使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。